

平成 30 年度 発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた
合理的配慮研究事業 成果報告書（Ⅰ）

実施機関名（ 国立大学法人福岡教育大学 ）

1. 問題意識・提案背景

合理的配慮の提供を含む教育的ニーズへの介入に関し、個別事例に対する、効果的・効率的な指導方法を明らかにすることは、リカレント段階では教育現場との連携が求められる領域である。福岡教育大学(教育学研究科教職実践専攻 生徒指導・教育相談リーダーコース)と、協力を得た拠点校との間で行われる、現職院生(以下、「実習生」という。)を直接の支援者と位置づけた OJT 形式の「学校適応を支えるスペシャリストリーダー」養成を対象に、発達障害の可能性のある子どもの支援の在り方を検討することは、専門性を特定したリカレント教育といえる。そこで、本事業では彼らの学びから得られた対象児・支援担当の実習生・当該学級の担任・特別支援教育コーディネーター・学校組織が、合理的配慮の提供の推進に向けた学びをいかに得たかを検討した。また、外部専門家からの特定の専門領域(インクルーシブ教育)への支援を得て、当該領域の学びを深めることも、合理的配慮提供および教育的ニーズの充実につながる。これらを問題意識として研究に取り組んだ。

2. 目的・目標

本実践では、特別な教育的ニーズのある児童への支援について、学校と大学の協働として適切な支援の提供が探索的に行われてきた学校において、教育的ニーズへの介入の方途としての「合理的配慮の提供」の決定に向け、個への対応と、それを適切に実施する体制づくりの推進を目的とした。推進の目標を以下の通りとして、研究に取り組んだ。

- ① 合理的配慮提供のためのテクノロジー活用・決定プロセス等に関する学校の取組の把握
- ② 合理的配慮の提供を推進する担当者・実践者の力量形成に関する工夫や課題の共有
- ③ 合理的配慮への教育的ニーズ把握のための初期スクリーニング方略の検討
- ④ 学年会等における個に応じた決定プロセスの検討
- ⑤ 関係者の力量を高めることのできる大学と自治体・学校の互惠的関係のあり方の検討

3. 主な成果

(1) 本事業の拠点校：福津市立津屋崎小学校における合理的配慮提供にかかる取組

[教育的ニーズに沿った対応のプロセス(学校適応アセスメント実習)]

- 年度当初に、校内で推進する全体スクリーニングとしての学級集団アセスメント「Q-U」を用いた児童の情報の共有について聞き取りを行った(目的③)。既存の取組として中学年・高学年で行われた情報はすべて個別ファイルに累積して保管され、学級ごとに分類されて保管庫に収められている。年度末の学級替えの折には、新規情報を加え所属学級の再整理が行われる。
- 年度当初:定期的訪問支援を行う実習生が、T2として実態把握と介入を行うため、特別な教育的ニーズのある「グレーゾーン」の対象児童を選択し、学校長と学級担任の了解を得て支援した。そのなかで、合理的配慮の提供の必要な項目および提供の方略について検討した。
- 6月1日：校内研修会を通して、本事業で取り上げる事例の課題整理と、合理的配慮提供に向けた介入案の提案を、全教員に向けて行った（目的②）。

学年	在籍学級	障害名	障害の状態、学習の状況等
2	通常学級	・自閉症スペクトラム障害(ASD)傾向 ・ADHD 傾向	・相手の意図を汲めないことによる友人との諍い、教師からの指導を理解することの困難さによる信頼感の欠如 ・感覚過敏の傾向による他者とのトラブルや孤立感 ・基礎学力はあるが不注意等による、学習中の指示の聞き逃し・トラブル

- 8月1日：夏期研修会において、事例の支援を行うなかで得られた、精緻な実態把握と合理的配慮提供の具体と、今後への継続的支援案を全教員に向けて報告した（目的②）。
- 9月以降月1回（9/20、10/18、11/16）：特別支援教育コーディネーターを中心に開催される校内委員会に参加し、児童の変化や学年全体で行える教育的ニーズへの支援の取組状況の聴取と助言を行った（目的①③④）。

〔実習効果の発表（日本教育心理学会第 60 回総会 自主シンポジウム）〕

本実習の効果を俯瞰的に捉えるため、教員養成や人材育成、特別支援教育を専門とする実践研究者が多く集まる学会で、2 年間の専門職学位取得のコースツリーをふまえた、学校適応に関わるアセスメントと介入の力量形成の在り方についての実践報告を行い、現職教育に取り組む専門家からの示唆を得た。

テーマ「教職大学院での学校心理士養成カリキュラムに基づく合理的配慮提供に寄与する人材育成－学校適応援助の専門性の獲得に向けたスーパーヴィジョンの在り方－」

企画・話題提供 西山久子・納富恵子(福岡教育大学)
 話題提供 小泉令三・脇田哲郎(福岡教育大学)
 指定討論者 柘植雅義先生(筑波大学)
 企画趣旨説明 納富恵子 司会 西山久子

自主シンポジウムの概要：教員の年齢構成の激変期にある学校現場で、若年層教員を含む教員全体が、特別な教育的ニーズへの対応力を高める取組を進めなければならない。それには障害者差別解消法に基づく、均等な教育機会の保障のために、校内体制を整え、「個人に必要とされる合理的配慮の提供をすること」が求められている。これらを担う専門性の向上のための、現職教育のカリキュラムを概観した。

本学教職大学院生徒指導・教育相談リーダーコースでは、現職院生の学校適応援助の専門性向上を目指し、12 単位の学校実習と 36 単位の授業からなるカリキュラムにより、専門性をもつ中堅リーダーの養成を行い、地域に還元できる学びに関する取組が共有された。その 1 例として、学校適応アセスメント実習での、大学教員の訪問とグループスーパーヴィジョン(GSV)による指導プロセスを示した。そのなかで、援助対象となったケースの概要と院生の成長過程に関し、個別ケースの成果・課題が報告された。

参加者と登壇者の間で、専門性の明確化・成長過程の細やかな把握の必要性などが協議された。

※ 本報告で取り上げる事例は、事例の本質を損なわない範囲で属性や状況を変更している。

(2)「発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮提供」を促進させるための研修の実施

合理的配慮の提供を促進させるための多様な取組を行っている実践家を福岡教育大学に招いて、以下3件の研修会を教育関係者及び教員を目指す学生向けに開催した。

研修会①：理解啓発の研修

日 時：平成30年6月9日（土） 10:00～12:30

内 容：「特別支援教育における ICT 活用－特別支援学校のセンター的機能を中心に」

講 師：長野県稲荷山特別支援学校教諭 青木高光 先生

主 催：福岡教育大学（主担当：教職大学院生徒指導・教育相談リーダーコース）

予 算：概算要求「合理的配慮研究事業」

参加者：10名（内訳：外部の参加者6名、生徒指導・教育相談リーダーコース4名（在学生2名・修了生2名）※ 拠点校での実習指導者2名を含む

研修会②：理解啓発の研修

日 時：平成30年10月20日（土） 9:30～11:30

内 容：「ICT を活用した合理的配慮提供の実践－通常学級・支援学級での取組」

講 師：佐賀大学大学院教育学研究科／佐賀市立松梅小学校教諭 木田啓二先生

主 催：福岡教育大学（主担当：教職大学院生徒指導・教育相談リーダーコース）

予 算：概算要求「合理的配慮研究事業」

参加者：33名（内訳：外部の参加者14名、ストレート院生17名、生徒指導・教育相談リーダーコース院生2名）※ 拠点校関係者の参加2名・実習指導者4名を含む

研修会③：理論的枠組研修

日 時：平成30年11月17日（土） 15:00～17:00

内 容：「合理的配慮提供の方略としてのUDL－海外の実践から」

講 師：ニューヨーク州公認 SP／早稲田大学大学院講師 バーンズ亀山静子先生

主 催：福岡教育大学（担当：教職大学院生徒指導・教育相談リーダーコース）

予 算：概算要求「合理的配慮研究事業」

参加者：33名（内訳：一般学校教員6名、生徒指導・教育相談リーダーコース21名（在籍生4名・修了生17名）、学校運営リーダーコース2名、ストレート院生4名）※ 拠点校関係者の参加2名・実習指導者4名を含む

(3) タブレットを活用した合理的配慮の提供

[拠点校におけるタブレット活用(津屋崎小学校)を通した合理的配慮提供の試行]

学習面などでの適応に課題をもつ児童に対し、特別な教育的ニーズの把握を行い、合理的配慮

の提供が学びの促進につながる事例に対し、学級担任が中心となってタブレットを活用した合理的配慮提供を試行して、その変化や効果に関する情報を収集した。12月～3月までの4か月間の試行期間における取組のうち、4名の児童に対する6件の実践が学校から提供された。

実施対象1（1年生） 1-1 書き順通りに整った文字を書くための取組のため

1-2 鍵盤ハーモニカを複数の指を使い演奏ができるようになるため

実施対象2（1年生） 2-1 算数科で時計の針の読み取りが難しい児童に対する、注意集中の維持をはかるため

実施対象3（3年生） 3-1 （成功体験の不足による）学習に対する消極性を克服するため

実施学級4（3年生） 4-1 国語科における書き取りの困難さの克服のため

4-2 音楽に対する意欲のなさを克服するため

タブレット活用事例(1)	タブレット活用事例(2)
1年1組 算数科 単元 とけい(2) 目標 時計の時針と分針を見て、何時何分かを言うことができる。 活用 1グループ(4～5名)に1つのタブレットをわたり、「ぶらっく」というアプリを使って、アプリが示す時刻にあわせ、手元の模型時計の時針・分針を動かして同じ時刻にする。それを、グループのメンバー全員で確かめ合い、アプリで時刻の答え合わせをする。 時計の針が読み取れない子にとって、グループのメンバーから「教えてもらおう」ということで、読み取ることができるようになっていった。また、問題をアプリから出題されることの面白さや、ボタンを押して答えを出したる面白さもあり、集中して学習に取り組むことができていた。なお、無料のアプリのため、広告が表示されることが学習の妨げになる。 	1年1組 国語科 単元 書写「漢字の書き順」 目標 未習の漢字について、書き順をアプリ(書き順アプリ)のアニメーションを確認して、書き順通りに漢字を書くことができるようにする。 活用 1グループに1つタブレットをわたり、未習の漢字を手書き入力して、書き順を調べる。 タブレットに手書きで漢字を書くことが求められるアプリのため、漢字の形を「ある程度」正確に書く必要がある。そのため、整った文字を書くことが困難な児童にとっては、「書いたのに、認識されない」ということが起きる。こうした体験は、整った文字を書くという動機付けになり、手書き入力が次第に正確になることが認められた。これを、ノートなどの筆記につなげる活動の工夫が必要である。 

〔フォローアップ（津屋崎小学校）〕

平成30年度の全日程を終えた時点で学校を訪問し、特別支援学級担当（主任）に対し聞き取り調査を行った。

- 合理的配慮の提供に関わる情報共有をふまえ、校内で細かく実態把握を行い、それに対する介入を行うことについて、学校適応アセスメント実習でモデル提示を行ったことにより、在籍の教員が、積極的に自身の取り組み方を改善することに対して、躊躇することがなくなった。
 - 学級において担任が認識する課題に、様々な工夫をして取り組む様子が見られた。
 - 対象児の授業に対するモチベーションが高まり、周囲の児童の取り組み方に変化が見られた。
- これら3点から、学校全体に広げることについては、さらに成果が期待できることが示された。

（4）合理的配慮提供促進のための課題をふまえた調査と資料作成

〔合理的配慮提供の推進状況の調査－関係学会での情報収集（年報）〕

合理的配慮の提供にかかる課題の一つは、担当者・実践者の力量形成に関する工夫や課題の共有が行われにくいことである。通常学級での教員の工夫が、その学校や個人のつながり内のみでの情報共有にとどまることも少なくない。そこで、合理的配慮の提供の推進に向けた取組が多く共有される2つの学会に、学校現場での適応援助の推進を専門とする5名の現職院生・大学教員が参加し、情報収集を行った。2つの学会とは日本特殊教育学会第56回大会（大阪市）および日本

LD 学会第 27 回大会（新潟市）である。そこで得られた、合理的配慮提供に関する理論面からの理解の深まりと、全国の他地域の現状などに関する実践内容を資料論文にまとめ、公表した。

調査内容を参加した 5 名で検討し、合理的配慮提供の促進に向けた現場の課題・合理的配慮提供を推進する教員の力量形成・合理的配慮提供に関する個別支援の推進方法の観点から検討した。その結果、校内体制・研修・取組内容に関して、①学校現場での異なる専門性に基づく「学校コンサルテーション」、②障害に対する支援方略開発の進展が各障害種での異なり、③合理的配慮提供の前提となる学びのユニバーサルデザインの学校現場への導入の広がり、④学習障害のある児童生徒への支援方略の多様な発展について、新たな気づきがあった。学校現場や学齢期の児童生徒の支援における知見が積み上げられつつあることが明らかになった。

〔合理的配慮資料（ヒントブック）〕

合理的配慮提供を促進させるための取組における、現時点での課題を整理したところ、「合理的配慮提供に関して改訂されている法整備の学校現場における周知」が担当者・役割ごとに異なっていることが挙げられた。上記の全国規模の学会で共通に示された課題においても、また、様々な研修会で行われた聞き取り調査においても明らかになった。このことから、本年度の事業においては、まず関連の法律や施策上の取組を適切に理解できることが必要であるという観点から、資料冊子「合理的配慮提供ヒントブック-基礎編」を作成し、県内の特別支援学校・関連の自治体および地域の学校と、現場で児童生徒の学校適応を促進させる中核となるミドルリーダーや新任教員に配布した。

資料冊子には、近隣の協力校教員やストレートマスターおよび現職の大学院生の協力を得て進められた研究の成果として、インクルーシブ教育システムや合理的配慮の意味や具体例、その根拠として文部科学省の示す合理的配慮提供のガイドラインを、コンパクトに所収し、今後、冊子の内容を大学のウェブサイトに掲載し、さらに周知をはかるよう、準備中である。

4. 拠点校における取組概要

① 発達障害の可能性のある児童生徒のつまずきや困難な状況の認識・理解及び、適切な実態把握による合理的配慮の提供に関する研究

(ア) 感覚面（視覚、聴覚、触覚、味覚、嗅覚など）において過敏性や鈍感性がみられる児童生徒に対する合理的配慮に関する研究

個別児童の支援に関しては、校内委員会で検討を行い、通常の学級在籍で知能には遅れがない自閉スペクトラム症と ADHD の特性のある児童の支援として、学習への取組や同級生との仲間関係の在り方の改善を目指した。特別支援教育コーディネーターと学級担任および教職大学院の長期実習でのアセスメント結果や大学教員の助言をもとに、診断前支援を試みながら、保護者との信頼関係を構築し、発達支援センターでの検査結果やそれをもとにした指導方法の工夫により、両親との信頼

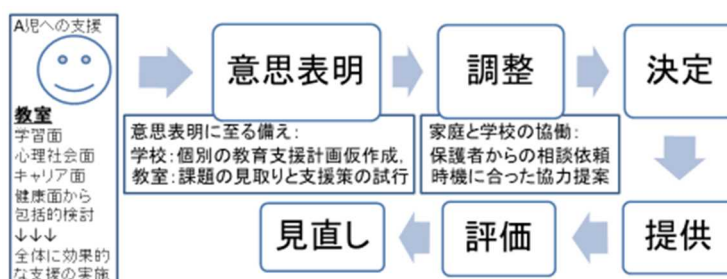


図1 合理的配慮の提供の促進プロセスと基盤となる取組

構築がなされ合意形成はかられ、支援ニーズが表明され、特別支援教育支援委員会へつなぐことができた事例である。診断を無理に勧めるのではなく現在あるアセスメント結果をもとに、効果がある指導を先行的に実施したことで、学級内での適応状態の改善や、感覚過敏への対応も行うことができた(図1)。

(イ) 通常の学級担当教員が児童生徒の実態把握に基づき、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を効果的に活用し、合理的配慮の実践を行う研究

年度前半から学校コンサルテーションを通して、拠点校の体制づくりを行った。そこで課題が予見される児童の候補を挙げ、前述の対象児が絞り込まれた。合理的配慮提供が必要な子供に向けた配慮提供のプロセスは、意思表示⇒調整⇒決定⇒提供⇒評価⇒見直しをサイクル化することとされているが、その支援の開始において、困難がみられることも少なくない。本取組で支援を行ったケースも例外でなく、家庭での困難さのなさなどから、保護者と本人の意思表示に至ることが最も困難であった。今回のケースでは、個別の教育支援計画の仮作成を行ったうえで、診断前支援を行い、支援策を試行したことで、保護者との協議において適切な調整ができた。

精緻な実態把握と保護者との適切な関係づくりや、興味のあることに対する積極的な参加など、本人の強みを活用する支援方針の提案などから、支援策を試行し、感覚過敏や衝動性の高い高機能自閉症傾向の児童への支援について、家庭での協力を引き出した。この時点で、個別の教育支援計画と齟齬のない合理的配慮の提供を進めることができた。こうした「意思表示に至る備え」と「家庭と学校の協働」についての具体的なモデルが示せたことは、本研究の成果と言える(図2)。

本取組では、多領域に専門性を持つ大学教員4名が共にスーパーヴァイザーとなり、現職院生が配属先で、学校適応に何らかの課題をもつ児童生徒を対象に行うアセスメントと支援を行うことを、大学教員も訪問し指導を行う。初期段階では心理社会面の適応状態・学力定着度・生活態度・学級集団状態のアセスメントを行う。心理社会面の適応状態は、学校で実施する学校適応等に関する尺度があれば、それを用いる。それ以外の心理テストについても、実習の進行のなかで妥当性を確認できる場合は、実習先の担当スタッフの承認が得られれば実施する。学力定着度においても、標準テストや定期テストの結果など、エビデンスとして信頼できるものは有効に活用する。学級集団の状態についても、

【追加のアセスメントと支援：感覚・運動面について】

「学校版 感覚運動面アセスメントシート試案」(岩永, 2014)の実施

…学校(通常学級)の先生が7～12歳の小学校生徒の感覚面や運動面の問題を把握し、支援を考えるためのシート。

◆あてはまる(下位5%)項目

- ・感覚探求
- ・他者から受ける感覚の嫌悪
- ・音読の苦手さ

◆ややあてはまる(下位10%)項目

- ・書字の不器用さ
- ・筋持久力・筋緊張の低さ



下位5%該当項目	①感覚探求	・休み時間を確保し、しっかりと遊ばせる。 ・授業中に体の動きが大きく落ち着かない場合、途中にストレッチを取り入れたり、丸付けのため離席する機会を設けたりして、合法的に体を動かす機会を取り入れる。
	②他者から受ける感覚の嫌悪	・現状の落ち着いた学級の雰囲気の継続。 ・椅子の防音テニスボール ・机の位置を示す床の印(前後の席との十分な間隔)の継続を行う。
	③音読の苦手さ	・国語の授業での音読について、音読する場面を増やす。 ・間違っても不必要に叱責しない。 ・音読指導の仕方の工夫。
下位10%項目	①書字の不器用さ	・書く時間の確保と書く内容の精選。
	②筋持久力・筋緊張の低さ	・学校で取り組んでいる「腰骨タイム」の確実な実施と継続。

図2 対象児への合理的配慮提供を検討するための実態把握と整理

養護教諭、管理職や図書司書など）の中での、多様な活動（多教科の授業内容、授業者の授業スタイル、休み時間、給食時間、集会、様々な行事）における、対象児の体験を、支援者の視点で表情・つぶやき・語りも含め参与観察し実習日誌に記録し報告書にまとめるものである。

さらに、実習後半で実習生は、とらえた対象児の課題を整理したのち、実習先での日常的な適応状態の観察を行い、適切な援助などの介入を提案し実践する。その具体的計画をGSVで共有するなかで、スーパーヴァイザーもまた、自身が実習先に訪問する機会を通して直接観察したことをふまえ、それぞれの立場からの助言を行う。GSVでは、実習生にとって、これまで児童生徒理解の一環としてみてきた捉え方と、各事例の解釈や支援方法などがどのように異なるかを考える機会となる。実習生の事後評価からも「多面的理解」に対する記述が多く見られた。

〔学校適応アセスメント実習における院生の力量向上について〕

実習生がとらえた自己の実践力量の高まりについて、本実習を行った6名の記述から報告する。実習生の自己評価である実習の事前事後アンケートからは、イ)出席・態度やコ)実習記録の記入と提出は高得点で前後の変化も少なかった。基本的事項であり妥当と考える。ウ)学級状態、エ)個別適応状態、オ)学力定着度、カ)生活態度のアセスメント力は、5点中1点以上増加し、4点を越える自己評価となった。キ)支援計画提案、ク)校内研修での効果的提案は、1点以上増加したが、点数自体は4点未満に留まった。ケ)実習校への貢献度の自己評価は事前から増加したものの、事後も3点台中盤に留まった。自己評価ではあるが教員から見た客観評価をあわせても学校心理学におけるアセスメント力量は確実に向上し、スペシャリストとしてのミドルリーダーに求められる調整力や提案力にも伸びが見られた。

また彼らに求められる調整力と提案力については、中間および最終の報告会を拠点校の校内研修と位置づけ、報告会の報告資料作成の段階から写真やイラストや図表を含めたプレゼンテーションの工夫をこらすなど提案方法を深く検討できた。

5. 今後の課題と対応

本事業では、合理的配慮の提供について、拠点校に在籍する児童生徒の支援のなかで、特別な教育的支援を要する児童の学校適応の促進と、支援にあたる教員の合理的配慮提供に関する理解の促進を目指して、実習生の学校における実習を用いて取り組んだ。

① 合理的配慮提供のためのテクノロジー活用・決定プロセス等に関する学校の取組の把握：

本事業担当者を中心に聞き取り調査を行い、拠点校では包括的なアセスメントの活用を行うなど、前項を対象としたスクリーニングと、学びの状況を含め、気になる児童のチェックリストを用いたインフォーマルなスクリーニングを行い、それをふまえた校内委員会には、本事業を担当する大学教員も参加し、見取りの充実を図った。一方で、定期的開催を大学からの参加者の予定と合わせることが困難な時もあり、早い時期からの調整が必要となった。

② 合理的配慮の提供を推進する担当者・実践者の力量形成に関する工夫や課題の共有

本事業では、合理的配慮提供の推進をリードする役割を担う教員が学び合う機会の提供を行った。特に当該領域に専門性を持つ指導者や校内委員会の中核メンバーとなる関係者の参加が見られた。一方で、学習者のニーズに即した対応という点では、十分な組織的介入が行えなかった点は課題である。加えて困難さとして、特別支援教育に関する知識レベルの多様性が課題の背景にある。個人差のある状況のなかで、研究の評価を行うための取組を行うことは困難であった。

③ 合理的配慮への教育的ニーズ把握のための初期スクリーニング方略の検討

学校適応の課題については、校内委員会で共有する体制づくりが整えられたことで、気になる

児童の情報や対応の進捗状況が定期的に集約される流れができた反面、すべての教員に一定以上の見立ての力をつけることや、学年をリードする教員（学年主任）の見立てに関わる力量をつけるためには、それぞれのレベルでの研修などの時間を確保することが必要であるが、学校の教育課題全般に対応する多忙な教師の日常にそうした時間を生み出すことには困難がある。可能な限り特別支援教育コーディネーターの複数配置や、その中でも主任コーディネーターを専任制にするなどの工夫が効果を発揮するのではないかと考えられる。

④ 学年会等における個に応じた決定プロセスの検討

年度前半から学校コンサルテーションを通して、拠点校の体制づくりを行った。それをふまえ、支援を行ったが、情報を正確に把握し分析することができる学校支援のシステム化が十分でないために、全体に向けた支援の広がりには課題が残った。今回のモデルを全校で共有できるようにするには、各学年担当者に向けた明快な手続きの共有がカギとなる。

⑤ 関係者の力量を高めることのできる大学と自治体・学校の互惠的関係のあり方の検討

本事業では、実習の目的や概要を、拠点校の担任および管理職・教務主任・特別支援教育コーディネーター等と共有し、連携を図った。それにより、定例のケース会議・夏期校内研修会・ニーズに沿ったコンサルテーションなど、実習生・実習を指導する大学院教員・実習を受ける拠点校の学級担任・特別支援教育部会教員および管理職が、それぞれに尽力する場面があると共に、学びとなる実践ができた。これら関係者の共通理解と目標の共有が、互惠性をも促進させる結果になったと言える。実習後に行う拠点校のアンケートからも、効果に言及する声が多く聞かれた。

6. 拠点校について

（小学校）福岡県福津市立津屋崎小学校

福津市立津屋崎小学校は、特別支援教育に全校を挙げて取り組んでおり、地区内での研究大会の開催校などとなるなど、福岡地区において特別支援教育を先進的に取り組んできた学校である。

さらに平成 28 年度から、福岡教育大学教職大学院に在籍する現職大学院生の「学校における実習」の受け入れ校としても連携を進めており、特に本事業で取り上げた「学校適応アセスメント実習」の実習生を3年連続で受け入れてきた。この実習は、特別支援教育においてはグレーゾーンにいとえられる児童を、大学と協議のうえ学校が選出し、定期的な大学院生の教育活動を通じた支援のなかで、環境としての学級と当該児童との多面的アセスメントを行うことにより、課題の明確化と合理的配慮の提案を含む、心理教育的援助などの介入が2か月間行われる。当該年度はその実習を導入し3年目である。そこで得られた知見は、学校に校内研修として還元される。これまでも、読み障害、家庭環境、母子関係、ADHD 傾向など多様な課題が明確化され、合理的配慮の導入における手がかりとなる知見が得られ、実習校教職員からも例年高い評価を得ている。

また、当該の学校における児童の支援ニーズは多様であり、761名の全校生徒に対し、7学級の特別支援学級を設置するなど、教育的ニーズへの対応は多岐にわたる。本取組は、教員の合理的配慮の導入に関する理解の促進など、特別支援教育の力量向上のため、教員全体への研修の機会を有効に設定することにつながり、喫緊の課題に応じた取組といえる。本取組の計画に示す、「校内の気になる児童への支援を専門家の指導のもとで行い、その成果を研修として取り上げる」ことは、学校適応援助を学ぶ実習生と当該校の教員全体の双方にとって、効果的なOJTと位置づけることができ、校内研修の成果に関する質問紙調査においても成果が示されている。

本研究では、年度開始時の校内委員会の効果的開催を提案し、特別な教育的ニーズから、合理的配慮が必要な児童を早期に全体からスクリーニングし、課題や困難の内容から研修効果を検討し対象児を見極める。その対象児が所属する学級に、学校適応援助を学ぶ実習生を派遣し、大学院教員のスーパ

ーヴィジョンのもと、個と学級集団や小グループでの支援を行う。それにより、さらに個別の対応が必要な児童を的確に把握しつつ、研修対象となるケースの検討を早期に行うことで、領域や発達段階をふまえたケースを選定でき、実習生の学習と研修効果が相互に向上すると考えられる。

指定校名：												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	137	4	142	3	134	4	148	4	123	4	112	3
特別支援学級	7	3	13	3	8	3	7	3	6	2	5	2
通級による指導 (対象者数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援 教育支援員	スクール カウンセラー	その他	計
教職員数	1	1	2	30	2	0	8	2	4	0	10	60

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1名

※特別支援学級の対象としている障害種：知的・情緒・肢体

※通級による指導の対象としている障害種：（通級指導は行われていない）

7. 問い合わせ先

組織名：福岡教育大学

- (1) 担当部署 教育支援課 久保 憲史
- (2) 所在地 福岡県宗像市赤間文教町1番1号
- (3) 電話番号 0940-35-1411・0940-72-6012
- (4) FAX 番号 0940-35-1746
- (5) メールアドレス grdsptch@fukuoka-edu.ac.jp